

指定管理者制度活用事業 評価シート

1. 基本事項

施設名称	川崎市男女共同参画センター	評価対象年度	令和2年度(令和2年4月～令和3年3月)
事業者名	すくらむ21運営共同事業体 ・代表者 パーソルテンブスタッフ株式会社 代表取締役社長 和田 孝雄 東京都渋谷区代々木2丁目1番1号 ・構成員 東電タウンプランニング株式会社 代表取締役社長 鈴木 祐輔 東京都港区海岸1丁目11番1号	評価者	市民文化局人権・男女共同参画室長
指定期間	平成30年10月1日～令和3年3月31日	所管課	市民文化局人権・男女共同参画室

2. 事業実績

利用実績

1 施設利用状況

令和2年度	提案目標値（％）	実績値（％） 令和2年度	実績値（％） 令和元年度	実績値（％） 平成30年度	○：提案以上 △：提案未満
ホール	80.0	85.9	78.1	85.6	△
第1楽屋	58.0	50.5	54.1	58.7	△
第2楽屋	35.0	20.8	28.2	40.3	△
会議室	44.0	28.8	40.1	42.2	△
第1研修室	57.5	48.3	62.2	58.5	△
第2研修室	58.0	46.3	52.1	57.1	△
第3研修室	45.0	38.7	41.3	42.3	△
第4研修室	64.0	31.3	66.0	66.7	△
多目的室	51.0	52.4	61.7	58.7	○
平均	54.3	42.4	53.0	56.7	△

※1 外壁補修工事に伴う貸館業務の停止
第4研修室:令和2年4月1日から4月10日まで

※2 緊急事態宣言発出に伴う休館
全館:令和2年4月11日から5月31日まで

※3 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う施設の利用人数制限（6月1日から6月30日まで）
ホール:定員850名を250名に制限
第1楽屋、第2楽屋:定員7名を4名に制限
会議室、第1研修室、第2研修室、第3研修室:定員18名を10名に制限
第4研修室:定員15名を8名に制限
多目的室:定員50名を25名までに制限

※4 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う施設の利用人数制限(7月1日から9月18日まで)
貸館施設の利用定員を定員の半数程度に制限

※5 緊急事態宣言の発出に伴う施設の利用時間及び人数制限
利用時間午後8時まで:1月10日から3月21日まで
利用時間午後9時まで:3月22日から3月31日まで
利用人数制限(定員半数):1月12日から3月18日まで

※6 実績値は、各施設の利用可能コマ数に対する利用実績のあったコマ数の割合
※3※4の利用人数制限、※5の利用時間及び人数制限は利用可能コマ数としてカウントするが、
※1の貸館業務停止中、※2の緊急事態宣言発出に伴う休館は利用可能コマ数としてカウントしない。

2 講座参加者数

年度	講座数(回)	開催回数(回)	参加延人数(人)	うち男性(人)	保育利用 延人数(人)
平成30年度	148	218	4,078	448(25%)	96
令和元年度	183	268	4,446	875(31%)	63
令和2年度	133	221	2,080	428(31%)	33

※男性の参加延人数・比率は、性別に関わらず、参加できる講座の参加延人数に対する男性の参加者の人数及び比率であり、女性のみが参加できる講座は含まない。

利用実績

3 相談件数

◆女性のための総合相談

年度	電話(件)	法律(件)	面接(件)
平成30年度	4,558	69	43
令和元年度	4,769	54	41
令和2年度	5,179	73	47

◆男性のための電話相談

年度	相談(件)
平成30年度	133
令和元年度	187
令和2年度	233

◆就職希望者のための個別キャリア相談

年度	実施回数(回)	申込み(人)	相談件数(件)	保育(人)
平成30年度	116	106	77	9
令和元年度	112	86	63	3
令和2年度	108	112	77	4

4 すくらむ21まつり来場者数

年度	来場者数(人)	参加団体(団体)
平成30年度	4,170	48
令和元年度	4,372	50
令和2年度	1,293	30

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、事前予約制や入場制限を設ける等の感染症対策を講じ、例年とは開催方法を変更して実施した。

収支実績

1 収入 124,882,000円 [R1年度:129,197,000円]

内訳： 指定管理料 114,843,000円 [R1:115,196,000円]

施設利用料金収入 8,494,000円 [R1:12,310,000円]

その他収入 845,000円 [R1:1,145,000円]

補償金 701,000円 [R1:546,000円]

2 支出 124,616,000円 [R1年度:128,863,000円]

内訳： 人件費 39,681,000円 [R1:43,817,000円]

事業費 17,709,000円 [R1:19,256,000円]

施設維持管理費 54,185,000円 [R1:54,286,000円]

事務経費 13,041,000円 [R1:11,504,000円]

3 収支差額 266,000円 [R1年度:334,000円]

サービス向上の取組

●施設利用促進の取組

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、外で勉強する機会が減少した学生の居場所づくりに繋げる目的から8月中に情報提供室を自習室として事前予約制により開放した結果、若年層への施設の認知度の向上に繋がった。

各施設を貸し出す際に消毒用物品を貸し出すなど、施設利用者が安心して利用できるよう適切な感染症予防対策を行った。

施設の認知度向上等を目的として開催しているプチマルシェでは、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により開催できない月があったものの、延べ14団体が計53回出店し、マルシェでの購入者が計706人に上り、昨年度の購入者数を上回るなど、施設の認知度向上及び利用促進の結果に繋がっている。

●施設予約に関する取組

年間を通じて施設の休館や利用時間の制限があったものの、ホームページでの情報公開や予約者への個別連絡を適時行うことにより施設予約に関して利用者に対する十分な配慮を行った。

本市運営方針による施設利用の人数制限や時間制限の他、利用者自身による感染防止を理由とするキャンセルが多数あったことなど、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が稼働率の低下に大きく影響し、施設稼働率は施設全体で42.4%となり、目標値の54.3%を下回る結果となった。一方で各種ガイドラインに沿って適切な感染症予防対策を講じたことで、職員や利用者の感染は確認されておらず、感染者が出たことによる臨時休館もなかったことから、最大限施設を稼働できる状態を保持し利用者にとって安心して利用することのできる環境を保った。

●相談しやすい環境づくり

コロナ禍で女性の家事、育児、介護にかかる時間が多くなった状況を鑑み、面接相談及び法律相談については電話又は面接、個別キャリア相談については電話、面接、オンラインのいずれかから相談者自身が相談方法を選択できるようにすることで相談しやすい環境づくりを行った。その結果もあり、相談件数は面接相談が47件、法律相談が73件、個別キャリア相談が77件となり、いずれも指定期間中で最も多い相談件数となった。

3. 評価

分類

項目

着眼点

配点

評価段階

評価点

利用者満足度

利用者満足度

利用者満足度調査を適切に実施しているか

利用者満足度は向上しているか

調査結果の分析を行い、満足度向上のための具体的な取組に反映しているか

事業成果

事業実施による成果の測定が適切に行われているか

当初の事業目的を達成することができたか

(評価の理由)

【利用者満足度】
●利用者満足度調査を適切に実施し、利用者のニーズを把握した上で講座の内容を精査してきた結果、令和2年度の利用者満足度(よかった+まあよかった)は92.9%となり、目標値の90%を昨年度に引き続き継続して達成した。また、利用者満足度が指定期間中、年々向上している点も評価できる。
●利用者のアンケートにおいて要望のあった多目的室の貸出用機の増設や、男性用トイレの照明スイッチの位置の案内表示を行うなどの設備面での対応の他、施設で実施している新型コロナウイルス感染症対策の情報を知りたいという要望に対してはホームページで情報を公開するなど、館として対応可能な事項に対して迅速に対応しており、実際に「指摘したらすぐ改善されて嬉しかった」との利用者の声もある。また、「各部屋で施錠したい」との要望には、緊急時の際に職員の入室が必要である旨説明し、対応できない旨を適切に回答している。

年度	よかった まあよかった	どちらとも言えない	あまりよくなかった よくなかった	無回答	回答者数
平成30年度	88.6	4.2	0.8	6.4	1,819
令和元年度	90.0	4.2	0.4	5.4	1,599
令和2年度	92.9	3.9	1.2	2.1	863

【事業成果】
●新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響が大きく、休館期間もあり一部中止せざるを得なかった事業はあるものの、オンラインでの講座の開催や来館とオンラインのハイブリッド型の講座の開催など、講座の開催方法を工夫した他、面接相談、法律相談及び個別キャリア相談においては相談方法の選択肢を増やすなど柔軟な対応を行い、計画に基づき事業のほとんどを完了させている。
●各事業の進捗状況や実施結果は毎月開催の連絡調整会議で所管課への報告がなされており、目標値と現状値のずれがある場合などはその要因などについても検証し適時適切な報告がなされている。
●本市運営方針に従い施設利用の人数制限を行ったことや、多人数を集めての講座開催ができなかったことなどが影響し、講座参加者数は2,080人に留まり、目標値である2,800人を達成することはできなかった。一方で性別を問わず参加できる講座の受講延人数に対する男性の参加割合は31%と昨年同様過去最高となり一定の成果を上げた。
●20周年事業では、男女共同参画への無関心層に訴求すべくハードルを下げたアートイベントを企画した他、顔はめパネルやメッセージの募集では子どもから高齢者まで幅広い年齢層の参加があった他、CMや動画を作成してホームページや川崎駅前のアゼリアビジョンで放映するなど、男女共同参画センターの認知度向上や男女共同参画への理解の促進を幅広い層に対して行った。

収支計画・実績

効率的・効果的な支出

計画に基づく適正な支出が行われているか

支出に見合う効果は得られているか

効率的な執行等、経費削減の具体的な取組はなされたか

収入の確保

計画どおりの収入が得られているか

収入増加のための具体的な取組がなされているか

適切な金銭管理・会計手続

収入と預かり金等を区別し、適切に管理を行っているか

事業収支に関して適正な会計処理がなされているか

(評価の理由)

【効率的・効果的な支出】
●施設の老朽化により施設修繕箇所が多く、施設管理費の支出が予算額を上回ったが、利用者の安全に配慮した適切な修繕が行われていると評価できる。
●年度早々に休館期間があったこともあり、施設利用料金の減収が見込まれたが、事業の開催手法の変更や実施時期の調整、業務の効率化を図ったことで、時間外勤務を従来より削減することに成功し、経費の節減を図った。
●事業については、ほぼ計画とおり効果的に執行されている。
【収入の確保】
●休館期間や施設の利用時間制限及び人数制限、利用者自身の不要不急の外出の自粛もあり、施設の稼働率が低下し、想定した利用料金収入を得ることができなかったが、補償金収入や支出経費の節減を図ったことで計画していた事業をほぼ完了させるだけの収入は確保できている。
【適切な金銭管理・会計手続】
●月1回の連絡調整会議に本社担当も出席するなど、事務執行における緊密な確認が取れるよう体制を構築し、現場と本社、市との連携を強化する取組を継続している。
●新型コロナウイルス感染症拡大に伴う事業の中止やそれに伴う支出見込みの変更、施設修繕の予定箇所や修繕に係る費用、休館や施設の利用時間の短縮に伴う警備業務等の再委託経費の縮小など金銭や会計に関する報告が適時適切になされている。

サービス向上及び業務改善	適切な事業の実施 (調査研究・啓発事業)	提供すべき事業内容が仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	7	4	5.6
		実施事業の利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適時かつ十分に行っているか			
	適切な事業の実施 (相談事業)	提供すべき事業内容が仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	7	4	5.6
		実施事業の利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適時かつ十分に行っているか			
	適切な事業の実施 (情報提供事業)	提供すべき事業内容が仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	7	4	5.6
		実施事業の利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適時かつ十分に行っているか			
	適切な事業の実施 (学習・研修事業)	提供すべき事業内容が仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	7	3	4.2
		実施事業の利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適時かつ十分に行っているか			
	適切な事業の実施 (交流・ネットワーク事業)	提供すべき事業内容が仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	7	4	5.6
		実施事業の利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適時かつ十分に行っているか			
	適切な事業の実施 (自主事業、その他事業)	提供すべき事業内容が仕様書や実施計画等に基づいて適切に提供されたか	3	3	1.8
		実施事業の利用促進への具体的な取組がなされているか			
		利用者への情報提供を適時かつ十分に行っているか			
	業務改善によるサービス向上	実施計画と実際の事業実施内容に「ずれ」が生じている場合、原因究明に必要な取組が為されているか	4	4	3.2
		業務改善が必要な場合に、現状分析、課題把握、改善策の検討と実施が行われているか			
		業務改善の取組によって具体的な効果があらわれたか			
	利用者の意見・要望への対応	利用者ニーズの把握に努め、それを事業や管理に反映させる取組がなされているか	4	4	3.2
		意見・要望の収集方法は適切だったか(十分な意見・要望を集めることができたか)			
		利用者からの苦情や意見に対して、迅速かつ適切に対応しているか			
(評価の理由)					
【調査研究・啓発事業】 ●川崎市男女共同参画センター開設当時から現在まで続く「女性の総合相談」について、事業を取り巻く関係機関の変化や社会状況の変化に伴い、本業務の位置付けも異なってくる可能性があったことから、現状把握と課題整理を行うため、提案時に計画されていなかった【「女性総合相談」の現状把握・課題整理に関する調査】を実施し報告書にまとめた。 ●防災分野における男女共同参画の推進と女性の参画の拡大に向けたアクションリサーチとして、本市危機管理室と連携し、前年度の自主防災組織リーダー等養成研修及び避難所運営会議に参加した女性を対象として【自分にあった「避難」のあり方と「避難所」について考える勉強会】及び【女性の視点から考える「避難」のあり方】をテーマに男女共同参画の視点から防災の取り組みを具体的に検討してアイデアを出し合う機会を設けた。 ●川崎市男女共同参画センター会館20周年事業として、20周年記念セレモニー、子どもと楽しめるミュージカルをすくろむ21まつりと同日に開催した。また、市民や団体から寄せられたメッセージを使用して20周年記念の動画を作成してホームページやYouTubeで公開した。20年間の振り返りや今後の展望をリーフレットにし、市内公共施設等で3,000部配架した。 ●令和2年度実施の起業・再就職支援事業の受講者における事後調査を実施した。それぞれの修了者からヒアリングしたところ、起業支援講座の修了者36名中6名(16.7%)が起業に繋がっており、再就職関連講座の修了者42名中5名(11.9%)が再就職に繋がっているという調査結果を得た。					
【相談事業】 ●主軸である「ハロー・ウィメンズ110番」は、現在の運営体制が7年目を迎えて安定した。コロナ禍で女性の家事、育児、介護にかかる時間が多くなった状況に鑑み、面接相談及び法律相談については来館か電話か相談方法を相談者自身が選択できるよう変更すると共に、個別キャリア相談では電話に加えオンラインも選択できるようにするなど、相談者が安心して相談しやすい環境づくりを行うと共に、コロナ禍の状況に沿った形で適切に相談者の利便性の向上を図った。電話相談、面接相談、法律相談の合計相談件数は、5,299件となった。[R1年度:4,864件] ●平成28年4月より「男性のための電話相談」を常設化し、安定的な運営に向け、男性相談周知のためチラシやカードを関係施設等に配布するなど、積極的な広報活動を継続して認知度向上を図った結果、相談件数は233件と前年度に比べて46件増加した。 ●DV被害者支援事業として、11月の「女性に対する暴力をなくす運動」にあわせて自立支援のための物資募集を行った。これまでは広く市民から募集していたが、令和2年度は団体・事業者からの支援に限定して募集した。必要な物資をあらかじめ緊急避難施設から聴取した上で品目等を限定した募集を行うことで、真に必要な支援物資1,916点及び寄付金116,000円の寄付を受け、緊急避難施設を通じてDV被害者に提供した。 ●市民からの持込提案により一昨年度から開始した「ひきこもり女子会in川崎」は新型コロナウイルス感染症の感染対策の観点から事前申込制としたこともあり、参加延べ人数は30名となり、昨年度の96名より減少したものの、コロナ禍において、生活や人との関わり方の変化を強いられている今だからこそ意義のある講座となった。 ●川崎市教育文化会館との共催で「思春期の子育て～デートDVについて知ろう～」をテーマに保護者向けのデートDV予防講座を開催した。また、市立高校の全生徒及び教員を対象にデートDV予防啓発リーフレット「あなたは大切な存在」を計4,800部配布した。 ●例年実施している「ひとり親家庭支援講座」は、コロナ禍での家事負担等の増大の状況を考慮し、オンラインで実施するなど、社会情勢や市民のニーズに合った手法を新たに取り入れた。					

【情報提供事業】

●指定管理者が製作して運用してきたホームページについて、指定期間終了後も「情報の提供を切れ間なく継続して効果的に行うことができるように」との指定管理者の厚意により、過去の調査研究事業の成果物のデータ、ホームページのドメイン及びデータを次期指定管理者に引き継いだ点が高く評価できる。

●ホームページ、フェイスブック、メールマガジンを引き続き活用して積極的な情報発信を行った。緊急事態宣言下での休館期間など、講座やイベントを開催していなかった時期があったことも影響し、ホームページアクセス数は93,653件と昨年度の88%程度に留まったが、下半期にはホームページアクセス数も徐々に回復し、例年アクセス数の下がる12月、1月はすくらむ21まつりへの参加申込みがホームページから可能であったこともありアクセス数が昨年より大幅に増加した。

●令和2年度中に男女共同参画センターの事業に関わるもので、各種メディア、タウン誌、ホームページへの掲載実績は16件であった。

●11月の「女性に対する暴力をなくす運動」に合わせて、DVや女性に対する暴力をテーマにしたタペストリーを新たに4枚作成し、施設利用者が目を止めやすい1階トイレ前に展示し、どのような行為がDVに当たるのかやDVの相談窓口について広く周知し啓発を図った。

●男女共同参画に関わる情報を分かりやすく市民に提供するための情報誌「すくらむ」を6月、10月、2月に各4,000部発行して市内公共施設の他、信用金庫や病院、女性団体、全国の男女共同参画関連施設を中心に配架した。

●市民アンケート調査の結果を基に作成した川崎市の女性活躍やDV等の現状をまとめた「かわさきの男女共同参画データブック」1,130冊を公共施設や講座利用者に配布、女性の視点からのシニアの一人暮らしの防災・減災冊子として作成した「シニアシングル女性のためのサバイバル読本」1,911冊を自主防災組織や老人福祉センター、民生委員児童員の協力を得て、市内居住の一人暮らしの高齢者に配布した。

【学習・研修事業】

●新型コロナウイルス感染症拡大の影響が大きく、集合型の講座では感染防止対策のため講座の定員を減らす必要があった。本年度の講座の開催回数は221回で新型コロナウイルス感染症の影響がない平成30年度の218回と比較してもほぼ同数であったが、学習研修事業の講座参加者数は1,983人に留まり、平成30年度の2,858人に満たない人数となった。なお、休館明け直後の6月に第1回を開催した「50代からの生き方連続講座」では、オンラインと来館を合わせたハイブリット形式での講座を開催するなど、不要不急の外出の制限がかかる中でも、講座の受講が可能となるよう受講者の確保に努めた。

●平成30年度に主催した育児と介護のダブルケアに関する講座の受講者を中心に組織された「ダブルケアかわさき」との協働事業として開催したプチ勉強会では、コロナ禍でケアラーの負担が増加する中、オンライン講座として開催したことで、講座参加者から「移動時間や預け先に窮することなく、家族のケアをしながら可能な形で参加することができる」などの声も上がり、社会情勢に即した形で、ダブルケアを始めたケアを取り巻く問題について学ぶ場を提供した。

【交流・ネットワーク事業】

●利用者同士の交流を図ると共にセンターの活動紹介や利用促進に関する意見を聞くための場として、協働事業を実施する5団体とオンライン懇談会を開催した。

●東日本大震災により川崎市内に避難している女性を対象として、避難生活の中で少しでも心身の負担を軽減し、女性の立場に寄り添って安心できる場所を提供することを目的として開催している「女性のための避難者ほっとサロン」は、例年避難者が中心となって料理を行うなどしていたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響でセンター内での調理はできなかったものの、弁当をセンターが用意する形に変更することで、中止とするのではなくサロンを継続して開催した。参加者からは「料理を作ることではできなかったが、できることを考え、良い時間を作ってもらった。」などの声が寄せられた。

●川崎市男女平等週間(6月23日～6月29日)に合わせて開催する予定であったすくらむ21まつりは、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から2月6日に開催日を変更して開催した。開催方法も事前申込制の導入や入場制限、検温機を設置するなどして感染予防対策を徹底して開催した。また、人の密集を避けるために、各種講座や展示を20周年記念ウィークとして定めた2月1日から2月6日までの間に分散させて開催するなど、開催方法を工夫して実施した結果、1,293人の参加があり、かつ来場者から感染者を出さずに実施することができた。

●市内工業団体女性活躍推進事務局長会議の構成団体とのネットワーク作りを通じて、女性従業員の活躍推進、社会変化に対応する法令等の周知、ワーク・ライフ・バランスの推進や各種意見交換を行った。

●「センター運営推進委員会」を年2回開催し、センターの事業や施設の利用促進等について協議・意見交換を行い、改善しながら取組を実施した。

【自主事業、その他事業】

●地域の場に出るきっかけづくりとなるような講座や地域において受講機会が不足していると思われるテーマや内容の有料講座を開催した。特に女性の就業支援の一環として開催ニーズの高いパソコン講座や、女性の生涯にわたる心身の健康をテーマとした講座を複数回実施した。

●高津市民館、中原市民館、多摩市民館において、「子育て中のママ・パパのためのワーク・ライフ・バランスセミナー」を開催した。高津市民館及び中原市民館では現在働いている方、育休中、産休中の方を対象に、多摩市民館ではこれから働き始める方、パートタイムからフルタイムへ再就職・転職を希望する方を対象に開催した。

●経済労働局商業振興課主催事業として商人デビュー塾をオンラインで開催した。

【業務改善によるサービス向上】

●オンライン会議を積極的に導入したことで、移動時間の削減や交通費の削減を図ると共に、他の業務に従事する時間を確保した。

●各種業務にオンライン方式を取り入れたが、講師の移動距離等を配慮する必要がなくなったことにより講師選定の幅が広がり、より市民のニーズに応える内容で講座が開催できるようになった。

●施設利用に関する業務において、キャンセルの受付を電話連絡可に変更したことで、利用者の不要不急の外出を抑制することに繋がると共に、職員や他の施設利用者との接触回数を軽減できた。

【利用者の意見・要望への対応】

●利用者からの声に応え、男性用トイレの照明スイッチの位置に掲示物を作成した。また、公正な抽選会が行われていることを明らかにするため、抽選会で使用する抽選箱を透明にした。多目的室の机が足りないという声に対して机2台を購入して貸し出した。

●施設の利用に関して施錠できると良いという声に対しては、根拠を示した上で対応できない旨を説明するなど、丁寧な対応に努めている。

組織管理体制	適正な人員配置	必要な人員(人数・有資格者等)が必要な場所に適切に配置されているか	4	3	2.4
	連絡・連携体制	定期または随時の会議等によって所管課との連絡・連携が十分に図られているか			
	再委託管理	再委託先との連携調整が適宜・適切に行われ、業務の履行についても適切な監視・確認がなされているか			
	担当者のスキルアップ	業務知識や安全管理、法令遵守に関する研修が定期的に行われ、スタッフのスキルとして浸透しているか	3	3	1.8
	安全・安心への取組	事件・事故、犯罪、災害から利用者を守ることができる適切な安全管理体制となっているか(人員配置、マニュアル、訓練等)	4	3	2.4
		緊急時に警察や消防など関係機関と速やかに連携が図れるよう、連絡体制を構築し、定期的に情報交換等を行っているか			
	コンプライアンス	個人情報保護、その他の法令遵守のルール(規則・マニュアル等)と管理・監督体制が整備され、適切な運用がなされているか	3	3	1.8
	職員の労働条件・労働環境	スタッフが業務を適正に実施するための、適切な労働条件や労働環境が整備されているか			
	環境負荷の軽減	環境に配慮した調達や業務実施が行われているか	3	3	1.8

組織管理体制

【(評価の理由)】

指定管理者(すくらむ21運営共同事業体)代表者が、吸収合併により平成30年10月1日から株式会社キャリアライズからパーソルテンプスタッフ株式会社へ変更となり、現行体制としては3年目を迎えたが、組織管理体制に問題はなかった。

【適正な人員配置】

●在宅勤務などを取り入れつつ、適正な人員配置を行い、事業遂行に必要な体制を確保した。

●在宅勤務を導入したが、導入前には職員に対して「在宅ワーク研修」を個別に実施するなどしている。

●事業遂行に必要な研修を職員に対して適宜実施している。

【連絡・連携体制】

●所管部署との連絡調整会議を毎月開催し、事業実施結果や当月事業予定、相談・確認事項、施設管理運営状況についての報告、各種事業の進捗状況や課題の確認を行っている。本社社員も同会議に出席し、情報共有を確実に行うとともに、現場、本社、所管課との連携ができる体制を継続して維持できている。また、実施事業や施設の管理運営で相談・確認事項がある場合に打合せを随時行っており、業務改善に向けた協議を進めている。

【再委託管理】

●施設の管理運営上、専門性を有する業務の再委託は、提案時の水準を維持して行われ、連絡調整会議にて、所管課に定期的に実施状況を報告するなど、適切に実施されている。

●清掃業務や警備業務の再委託に関して、休館期間や施設の利用時間の制限があった際は、再委託業者と協議の上で契約内容の変更を行うなど、適正に再委託管理を行っている。

●再委託先の従業員に対する利用者からの苦情・要望があった際は、委託先本社社員同席の上でミーティングを行い必要な指導を行うなど、再委託業務に関する管理が適正に行われている。

【担当者のスキルアップ】

●職員全員を対象としたスキルアップのための勉強会や、コンプライアンス・個人情報保護に係る研修などを適正に実施している。新たに在宅勤務を業務改善で導入したが、在宅勤務開始前には個別に「在宅ワーク研修」を実施している。また、オンラインで講座を開催するに当たり、「Web会議システム研修」及び「オンライン講座の開催についての運営研修」を開催するなど、例年実施していなかった研修を社会情勢に合わせて実施し、職員のスキルアップを図っている。他には施設運営や事業運営に関する連絡調整を行うための全体会議を毎週水曜日に開催し、感染拡大防止や施設運営について情報の共有を図るなど、業務に必要な知識の習得、再確認を行っている。

【安全・安心への取組・コンプライアンス・職員の労働条件・労働環境・環境負荷の軽減】

●DV被害者等、多様な方の利用がある施設であり、全職員が必要な配慮や起こり得るトラブルを想定した危機意識を持つよう意識付けるとともに、危機管理マニュアルなど各種マニュアルの整備や日常的・計画的な訓練などを行っている。また、職員の労働環境の安全衛生や労働条件の確保を行い、貸金台帳の提出を所管課に行うなど、実施の確認も行っている。館の運営に際しては、省エネルギーへの取組、廃棄物の削減や環境配慮商品の調達など、環境負荷の軽減に配慮した運営を行った。

適正な業務実施

施設・設備の保守管理	安全な利用に支障をきたすことのないよう、施設・設備の保守点検や整備等を適切に実施しているか	5	3	3
管理記録の整備・保管	業務日誌・点検記録・修繕履歴等が適切に整備・保管されているか。			
清掃業務	施設内及び外構の清掃が適切に行われ、清潔な美観と快適に利用できる環境を維持しているか	5	3	3
警備業務	施設内及び敷地内の警備が適切に行われ、事件・事故・犯罪等の未然防止に役立っているか			
外構・植栽管理	外構の植栽を適切に管理(草刈、剪定、害虫駆除等)しているか			
備品管理	設備・備品の整備や整頓、利用者が使用する消耗品等の補充が適切に行われているか			
【(評価の理由)】				
【施設・設備の保守管理・管理記録の整備・保管】				
●仕様書に基づき、法令点検及び定期点検を確実に実施している。また、指定管理者独自の取組として、独自様式の管理チェックシートを活用した不具合・危険箇所の確認、自主点検による安全確認を実施しており、警備員の巡回と併せて不具合を見落とさない体制を整備している。また、前記の保守管理につき管理記録の整備・保管を適切に行っている。故障箇所や修繕が必要な部位を発見した際は確実に所管課に報告がなされている。				
●緊急的な修繕としては、安全・安心な利用環境や利用者の利便性などを考慮して優先順位を付けた上で、冷却用循環ポンプ電磁接触器の更新工事、照明器具及びコンセント補修工事、冷温水発生機スイッチングボード更新工事を行うなど、施設の保守管理を適切に行っている。				
【清掃業務・警備業務・外構・植栽管理・備品管理】				
●外観・内観ともに美観が保たれている。日常清掃では、清掃員に「日常清掃実施報告書」の作成を義務付け、施設管理運営責任者が内容を確認している。警備員は時間毎の定期巡回を実施し、設備等に破損等がないか確認を行っている。巡回時間以外は施設入口付近での警備を行っている。				
●備品の点検は、所管課立会の上で適切に実施し、破損などがあった場合は適時適切に報告がなされている。				

4. 総合評価

評価点合計	69.4	評価ランク	C
-------	------	-------	---

5. 事業執行(管理運営)に対する全体的な評価

令和2年度の事業展開は多くの部分で新型コロナウイルス感染症の感染拡大が影響しており、講座受講定員の縮小や多人数を集めての講座開催が不可能であったことから、講座参加者数の減少が認められた。一方で男性参加者の割合(※)は3割を超えるなど、女性のみでなく、男性に対してもセンターが浸透したことが見受けられる(※受講者延人数のうち、性別に関わらず、参加できる講座の受講者延人数に対する男性の参加者の比率)。また、利用者満足度も昨年より向上しており、目標値を達成している。

男性へのセンターの浸透や利用者満足度の向上といった成果は、ニーズや社会情勢を的確に捉えた事業の企画・実施を行ったことに加え、開催時間や曜日の変更、オンライン講座を導入するなどして参加のしやすさを高めるための工夫を行ったほか、情報発信を強化するなど、常に業務に対して問題意識を持ち改善を繰り返したことによる成果といえる。

利用料金収入は施設の稼働率の低下に伴い予算額を大きく下回る結果となったが、必要な施設修繕や計画されていた事業はほぼ完遂しており、新型コロナウイルス感染症に伴う補償金を含んだ全体の収支では赤字とならず、安定的な運営を行ったと言える。

指定期間最終年度であり、かつ、新型コロナウイルス感染症の感染拡大により様々な部分において例年とは異なる部分があったにも関わらず、感染対策等の危機管理を十分行った上で積極的な事業の展開を行い、かつ、次年度以降の川崎市男女共同参画センターの事業が円滑に進むよう、次期指定管理者への業務の引継ぎが綿密かつ丁寧に行われたことは評価に値する。

また、令和2年度のみならず、指定期間中に、男女共同参画センターの管理運営を通じて本市の男女平等施策の推進に大きく寄与した点は評価に値する。

6. 来年度の事業執行(管理運営)に対する指導事項等

- 施設の利用の促進を図り、新型コロナウイルス感染症の影響により低下した施設稼働率の回復を図ること。
- 開催方法を工夫するなどし、新型コロナウイルス感染症の影響により減少した講座参加者数の回復を図ること。
- 利用者の意見・要望を事業や施設の管理運営に反映するために創意・工夫をし、サービス向上と利用者満足度の向上を目指すこと。
- 運営推進委員会を開催するなど、第三者との協議や意見交換の場を持ち、意見や要望等を管理運営に反映すること。
- 市内全体に男女共同参画の推進を図るため、出前講座などを通して、市内各種機関等との連携を強化していくこと。
- 社会問題に即した講座や男女共同参画に資する講座等を、迅速かつ柔軟に企画・実施し、課題の解決に資すること。
- 市との綿密な情報共有による計画的かつ効果的な修繕を、市と指定管理者それぞれの役割分担により実施し、利用者の安全や利便性に資すること。
- 新型コロナウイルス感染症により生じた新たな課題等について、男女共同参画の視点で市民等から求められる役割に対して適切に取り組むこと。
- 貸館業務やイベント等による市民利用施設であることから、国や市の指針等を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止対策や三密対策を適切に講じること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響に関わらず、オンラインによる決済や講座の開催、出前講座へのオンライン手法の導入など、より良い手法を積極的に取り入れていくこと。

指定管理者制度活用事業 評価シートにおける評価段階・評価ランクについて

年度評価シート

3. 評価における評価段階の基準

評価段階	加点割合	評価基準
5	100%	仕様書等を大幅に上回り、非常に優れた成果を上げている。
4	80%	仕様書等を上回る業務運営が行われている。
3	60%	仕様書等どおり適正に業務運営が行われている。
2	40%	仕様書等を下回る業務運営が行われている。
1	0%	不適切な業務運営が行われている。又は履行されていない。

※各項目への評価点＝各項目の配点×加点割合

※配点の合計は100点満点

年度評価シート

4. 総合評価における評価ランクの基準

評価ランク	適用基準（評価点合計）
A	総合評価の結果、特に優れていると認められる。（80点以上）
B	総合評価の結果、優れていると認められる。（70点以上 80点未満）
C	総合評価の結果、適正であると認められる。（60点以上 70点未満）
D	総合評価の結果、改善が必要であると認められる。（50点以上 60点未満）
E	総合評価の結果、問題があり適切な措置を講じる必要がある。（50点未満）